その他の新型コロナウイルス感染症関連の助成金制度について

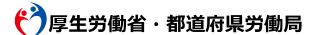
社会保険労務士法人エール Tel 045(549)1071

※今後、変更の可能性がありますので最新情報を常にご確認ください。

【目次】

- 1 新型コロナウイルス感染症対策のための小学校休校等対応助成金 (労働者向け) (委託を受けて個人で仕事をする方向け)
- 2 新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース (働き方改革推進支援助成金テレワークコース)
- 3 職場意識改善助成金特例コース(働き方改革推進支援助成金)
- 4 その他厚労省以外の助成金の抜粋
 - ①持続化給付金(経産省)
 - ②東京都 休業協力金(都内緊急事態宣言に応じ休業に協力する企業)
 - ③東京都 事業継続緊急対策(テレワーク)助成金(都の独自助成金)
 - ④東京都 新型コロナウイルス対策雇用環境整備促進奨励金 (雇用調整助成金か小学校休校等助成金を受けた企業の上乗せ)





新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業主の方向け) <4月以降分>

令和2年4月1日から6月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、<u>有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上</u>の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主についても助成金の対象となります!

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業 等をした小学校等に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

*詳細は裏面をご参照ください

事業主の皆様におかれては、本助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休 **の有無にかかわらず利用できるようにする**ことで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いします。

【助成内容】

○ 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

具体的には、対象労働者 1 人につき、対象労働者の日額換算賃金額(※)×有給休暇の日数により算出した合計額を支給します。 ※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの(8,330円を超える場合は8,330円)

【申請期間】

- 令和2年4月15日頃に支給要領等の公表、申請受付開始の予定です。
- ①具体的な手続きは追って公表いたします。
- ②お問い合わせについては、下記のフリーダイヤル(コールセンター)まで

0 1 2 0 - 6 0 - 3 9 9 9 (受付時間:9:00~21:00 ※土日・祝日含む)

※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。 また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話等で問い合わせることはありません。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

○「臨時休業等」とは

・ 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合、自治体や放課 〉後児童クラブ、保育所等から利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。 (※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は、3月以前分についても対象です。)

○「小学校等」とは

・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校(幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。)、特別支援学校(全ての部)

- ★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校(高等学校までの課程に類する課程)等も含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的 な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども



- (ア) **新型コロナウイルスに感染した**子ども
- (イ) 新型コロナウィルスに感染したおそれのある子ども(発熱等の風邪症状、濃厚接触者)
- (ウ) 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症 化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども
 - ※ 学校の場合は、校長が出席を停止し、又は出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

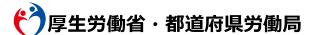
③対象となる保護者



- ・親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母等)であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- ・上記のほか、各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含みます。

④対象となる有給の休暇の範囲

- ○土日・祝日に取得した休暇の扱い
 - 「①に該当する子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。
 - ・学校:学校の元々の休日以外の日(※日曜日や春休みなど元々休みの日は対象外)
 - ・その他の施設(放課後児童クラブ等):本来施設が利用可能な日
 - 「②に該当する子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。
 - ・元々の休日にかかわらず、令和2年4月1日から同年6月30日までの間は全ての日が対象
- ○半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い
 - ·対象となります。
 - なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。
- ○就業規則等における規定の有無
 - ・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、**就業規則等が整備されていない場合でも要件に該当する休暇を付与した場合は対象**となります。
- ○年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い
 - ・対象になります。 (ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただくことが必要です。)
- ○労働者に対して支払う賃金の額
 - ・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。 (助成金の支給上限である8,330円を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。)



新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業主の方向け)

令和2年2月27日から3月31日までの間に

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- ・ 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、<u>有給(賃金全額支給)の</u> 休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主に対する助成金

制度を創設します! *詳細は裏面をご参照ください * 詳細は裏面をご参照ください

事業主の皆様におかれては、本助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の 有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いします。

【助成内容】

○ 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

具体的には、対象労働者 1 人につき、対象労働者の日額換算賃金額(※)×有給休暇の日数により算出した合計額を支給します。 ※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの(8,330円を超える場合は8,330円)

【申請期間】

- 令和2年3月18日~6月30日までです。
- *①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。
- *事業所単位ではなく<u>法人ごとの申請</u>となります。また、法人内の対象労働者について1度に まとめて申請をお願いします。
- ①支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。
- ②お問い合わせについては、

学校等休業助成金·支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター 0 1 2 0 - 6 0 - 3 9 9 9 ※土日・祝日含む (受付時間: 9:00~21:00)

- ③申請書の提出は、学校等休業助成金・支援金受付センター(厚生労働省の委託事業者) に郵送(配達記録が残るもの)してください。(本社等の所在地により以下の4つに分かれます)
 - **関東地区** (茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川)

〒100-8228 東京都千代田区大手町2-6-2 6階662執務室

・東北、関西、四国、中国地区

(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、 島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知)

〒105-0014 東京都港区芝2-28-8 芝二丁目ビル4階

・北陸、中部、九州・沖縄地区

(新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、 宮崎、鹿児島、沖縄)

〒170-6025 東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60 25階

·北海道地区

〒550-8798 大阪西郵便局私書箱62号

新型コロナ 休暇支援 検索



- ※ 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。(印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい。) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html
- ※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。 また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話等で問い合わせることはありません。
- ※ 雇用調整助成金も申請される方は、最寄りの都道府県労働局等でも受け付けますのでご相談ください。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

○「臨時休業等」とは

・ 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合、自治体や放課 後児童クラブ、保育所等から利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です(※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認める場合は対象となります。)

○「小学校等」とは

·小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校(幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。)、特別支援学校(全ての部)

- ★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校(高等学校までの課程に類する課程)等も含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的 な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等
- ②新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれの ある、小学校等に通う子ども



- ・新型コロナウイルスに感染した者 ・発熱等の風邪症状が見られる者
- ・新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者

③対象となる保護者



- ・親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母等)であって、子どもを現に監護する者が対象 となります。
- ・上記のほか、各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も 含みます。

4)対象となる有給の休暇の範囲

- ○春休み、土日・祝日に取得した休暇の扱い
 - 「(1)の臨時休業等をした小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。
 - ・学校:学校の元々の休日以外の日 (※春休みや日曜日など元々休みの日は対象外)
 - ・その他の施設(放課後児童クラブ等):本来施設が利用可能な日
 - 「(2)新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。
 - ・学校の春休みなどにかかわらず、令和2年2月27日から同年3月31日までの間は対象
- ○半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い
 - 対象となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

- ○就業規則等における規定の有無
 - ・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、**就業規則等が整備されていない場合でも要件に該当する休暇を付与した場合は対象**となります。
- ○年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い
 - ・対象になります。(ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただくことが必要です。)
- ○労働者に対して支払う賃金の額
 - ・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。 (助成金の支給上限である8,330円を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。)

※厚生労働省HP(新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金)に最新情報を掲載します。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します!

【支援の内容】

○ 令和2年2月27日から3月31日の間において、 就業できなかった日について、1日当たり4,100円(定額)

※春休み等、小学校等が開校する予定のなかった日等を除きます

【申請期間】

令和2年3月18日から6月30日までです。

【支援の対象となる方】※(1)~(4)のいずれにも該当する方が対象

(1) 保護者であること

- **親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母等)**であって、**子どもを現に監護する者**が対象となります。
- 上記のほか、子どもの世話を一時的に補助する親族を含みます。

(2) ①又は②の子どもの世話を行うこと

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども ○ 「臨時休業等」とは

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、

- ・ 小学校等が臨時休業した場合
- ・ 自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合をいいます。

なお、**保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外**です。(※ ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認める場合は対象となります。)

○「小学校等」とは

- ・ **小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校**(幼稚園又は小学校の課程に 類する課程を置くものに限る。)、**特別支援学校**(全ての部)
 - ★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校(高等学校までの課程に類する課程)等も含む。
- · 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- · 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、 子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等
- ② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれの ある、小学校等に通う子ども
 - ・ 新型コロナウイルスに感染した者
 - ・ 発熱等の風邪症状が見られる者
 - ・ 新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者

(3) 小学校等の臨時休業等の前に、以下の業務委託契約等を締結していること

○ 「業務委託契約等」とは

ここでの業務委託契約等は、発注者から、**仕事の委託を受け、業務遂行等に対し** て報酬を支払われることを内容とする契約のことをいいます。

契約書や電子メールなど、何らかの書面等により、発注者からの指定の内容や報酬が確認できるものが申請には必要となります。

○ 契約を締結している本人が、個人で契約に基づく業務を行うこと

※ただし、労働者を使用する事業主、雇用保険被保険者、国家公務員又は地方公務員の場合は除きます。

- 臨時休業等の開始日より前に、すでに業務委託契約等を締結していること
- 契約において、業務従事や業務遂行の態様、業務の場所・日時等について、 発注者から一定の指定を受けていること

<u>例</u>

- ・ 業務従事や業務遂行の態様 (業務の内容 など)
- ・ 業務の場所 (業務を行う場所や施設 など)
- ・ 業務の日時 (業務を行う予定の日・時間、開始日と終了日 など)
- 業務遂行に要する日や時間等を前提とした報酬となっていること
 - ・ 時間や日を基礎として計算されるもの
 - 作業単位や作業個数の単価と実績を基に計算されるもの など、作業量や成果物により、報酬が算定されるものが該当します。
- (4) 小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話を行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったこと
- 「業務委託契約等に基づき予定されていた日時」とは

あらかじめ業務委託契約等で示されていた業務を行う日時のことをいいます。 業務量、契約期間などから、業務を行う日が判別できるような場合も含まれます。

- 業務を行うことができなかった日が、小学校等の臨時休業等の期間中であって、小学校等の開校日、そもそも休校が予定されていた日(休校日、春休み等)ではないこと
 - ※ ただし、上記(2)②の子どもの世話を行うために業務を行うことができなかった場合は、 小学校等の開校日、そもそも休校が予定されていた日であっても、対象になります。
- ◎ 支給要件、申請等の手続のお問い合わせについては、

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ※土日·祝日含む 0 1 2 0 - 6 0 - 3 9 9 9 (受付時間: 9:00~21:00)

○ 申請書の提出は、学校等休業助成金・支援金受付センター(厚生労働省の委託事業者)に郵送(配達記録が残るもの)してください。臨時休業 個人委託 検索

- ※ 提出先は、申請者の住所地(都道府県)により異なりますので、詳細は厚生労働省HPでご確認ください。
- ※ 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。(印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい。) 〈支援金HP〉 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html
- ※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、個人の方に個人情報を電話で問い合わせたり、 支援金の相談について電話等で勧誘することはありません。
- ※ 収入の減少等により、当面の生活費が必要な方は、社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」の特例もご活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

中小企業事業主の皆さまへ

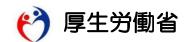
「働き方改革推進支援助成金 ※ 」 新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース のご案内

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入 に取り組む中小企業事業主を支援します!

※令和2年度より、「時間外労働等改善助成金」から名称変更しました。

	新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース の概要	
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策として テレワークを新規 (※) で導入する中小企業事業主 (※試行的に導入している事業主も対象となります)	
助成対象の 取組	・テレワーク用通信機器 (※) の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等 (※シンクライアント型端末 (パソコン) の購入費用は対象となりますが、シンクライアント型以外のパソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません。	
主な要件	事業実施期間中に ・助成対象の取組を行うこと ・テレワークを実施した労働者が1人以上いること	
助成の対象 となる事業 の実施期間	計画の事後提出を可能にし、2月17日以降の取組で交付決定より	
支給額		

※ご利用の流れ、対象事業主の要件等については裏面をご確認ください。



新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース の助成内容

支給要件

令和2年2月17日~5月31日にテレワークを新規で導入し、実際に 実施した労働者が1人以上いること

支給対象となる取組

テレワークの導入・実施に関して、以下の取組をいずれか1つ 以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

テレワーク用通信機器(※)の 導入・運用

- (例)・シンクライアント型端末(パソコン)等
 - VPN装置 web会議用機器
 - ・社内のパソコンを遠隔操作するための 機器、ソフトウェア
 - ・保守サポートの導入
 - クラウドサービスの導入
 - サテライトオフィス等の利用料 など

※ シンクライアント型以外のパソコン、タブ レット、スマートフォンの購入費用は対象と なりません

	就業規則・労使協定等の作成・変更		
ш	(例)テレワーク勤務に関する規定の整備		

- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修、周知・啓発 П
 - 外部専門家(社会保険労務士など) によるコンサルティング

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成します。

対象経費

助成額

謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製 本費、備品費、機械装置等購入費、委託費

対象経費の合計額 × 1/2

(100万円が上限)

ご利用の流れ

「働き方改革推進支援助成金交付申請書」を事業実施計画書などの

必要書類とともに、テレワーク相談センターに提出(締切は5月29日(金))

※ 後日、厚生労働省から交付決定通知書が送付されます

これから取組を実施する場合は、計画に沿って取組を実施 ※要件に合致する場合は、2月17日以降交付決定までの取組も助成対象となります。

対象となる中小企業事業主

労働者災害補償保険の適用中小企業事業主 であること

中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります

業種	A. 資本または 出資額	B. 常時使用する 労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下



事業実施期間終了後、テレワーク相談センターに **支給申請**(締切は7月15日(水)

※ 厚生労働省から支給されます

お問い合わせ先

テレワーク 相談

検索

テレワーク相談センタ、

https://www.tw-sodan.jp/

電話:0120-91-6479し

平日9:00 \sim 17:00

上記のフリーダイヤルがつながらない場合には、以下の番号でも受け付

けます。 (5月31日まで) 電話: 03-5577-4724、03-5577-4734 ただし、通信料は発信者負担になりますので、ご留意いただきますようお願いいた します。

また、メールでもご相談を受け付けています。sodan@japan-telework.or.jp

所在地: **〒**101-0062 東京都千代田区神田駿河台1 - 8 - 11

東京YWCA会館3階

「働き方改革推進支援助成金」職場意識改善特例コースのご案内

新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、病気休暇制度や、お子さまの休校・休園に関する特別休暇制度を整備し、従業員が安心して休める環境を整備することが重要です。 このコースでは、特別休暇制度を新たに整備の上、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

助成金の概要

特別休暇を就業規則に規定することに向けて、支給対象となる取り組み費用の

一部を助成(助成率3/4など)します。【助成上限額:50万円】

対象

労働者災害補償保険の適用事業主で、 特別休暇の規定の整備を行う 中小企業の事業主(※)

(※) 中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
その他の業種	3 億円以下	300人以下

助成金支出までの流れ

事業実施期間(令和2年2月17日~同年5月31日)

A.特別休暇の整備、B.支給対象の取り組みを実施

A.特別休暇の整備

事業実施期間中に必要な手続きを経て、就業規則が施行されていることが必要です。

B.支給対象の取り組みを実施

- ■支給対象の取り組みは、事業実施期間中であれば、交付決定前でも対象となります。
- ■支給対象となる取り組み
- ①就業規則などの作成・変更
- ③労務管理担当者・労働者に対する研修
- ⑤労務管理用機器の導入・更新
- ②外部専門家によるコンサルティング
- ④人材確保に向けた取り組み
- ⑥労働能率の増進に資する設備の導入・更新 (パソコンなどの購入費用は対象となりません)

2 交付申請書の提出【申請期限:5月29日】

交付決定

事業終了後、支給申請書の提出【申請期限:7月15日】

労働局の支給決定後 助成金の支給

留意事項

- ①申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、 厚生労働省ホームページからダウンロードできます。
- ②申請・お問い合わせ先



都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室 *企業の所在地を管轄する労働局へお問い合わせください。

